

条件付一般競争入札実施要領

平成 23 年 4 月 1 日企財第 2 号

改正

平成 24 年 7 月 30 日
平成 24 年 10 月 16 日
平成 25 年 3 月 8 日
平成 26 年 3 月 4 日
平成 29 年 3 月 30 日
令和元年 10 月 1 日
令和元年 12 月 16 日
令和 2 年 9 月 30 日
令和 3 年 3 月 31 日
令和 3 年 6 月 28 日
令和 5 年 6 月 26 日
令和 5 年 9 月 29 日
令和 6 年 3 月 26 日
令和 7 年 3 月 28 日

(趣旨)

第 1 この要領は、別に定めがあるもののほか、町営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定町営建設工事 特定町営建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加者の資格等に関する規程(平成 23 年山田町告示第 27 号。以下「JV 規程」という。)第 2 条第 2 号に定める特定町営建設工事をいう。
- (2) 政令 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)をいう。
- (3) 法 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)をいう。
- (4) 入札担当課長 財政課長をいう。
- (5) 入札担当課 財政課をいう。
- (6) 町内業者 山田町内に主たる営業所(本店。以下同じ。)を有する

者をいう。

(7) 準町内業者 山田町内に法の許可を受けた支店又は営業所を有し、当該支店又は営業所に契約締結権限が委任されている者で、町内業者に該当しないものをいう。

(8) 県内業者 岩手県内に主たる営業所を有する者で、町内業者及び準町内業者に該当しないものをいう。

(9) 県外業者 岩手県を除く都道府県に主たる営業所を有する者をいう。

(対象工事等)

第3 条件付一般競争入札の対象工事（以下「対象工事」という。）は、原則として、町営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格等に関する規程（平成23年山田町告示第26号。以下「資格等規程」という。）第2条第1号に定める町営建設工事のうち、予定価格が200万円を超えるものとする。

2 対象工事の発注は、次に掲げるものを除き、別に定める発注基準（以下「発注基準」という。）に基づき行うものとする。

(1) 特殊機械又は特殊な工法、技術等を要する工事で施工可能な者が限定される工事

(2) 工事の内容、技術的特性等を総合的に勘案し、発注基準に基づく発注が適さないと町長が認める工事

(入札参加資格)

第4 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次に掲げるとおりとする。

(1) 政令第167条の4第1項及び第2項各号のいずれかの規定に該当しない者であること。

(2) 法第3条第1項の規定による許可を受けていること。

(3) 法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の有効期間を経過していないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。）でないこと。

(5) 条件付一般競争入札公告（様式第1号。以下「公告」という。）に示す入札書類の到着期限（以下「到着期限」という。）の日から開札の日までの期間に、次のいずれにも該当していないこと。

ア 山田町から町営建設工事に係る指名停止等措置要綱（平成6年山田町告示第21号）に基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けている者であること。

イ 法第28条第3項又は第5項の規定により当該対象工事に対応する業種について、営業の停止を命ぜられた者で、その処分の期間が経過していないものであること。

(6) 対象工事に関し、当該工事現場に配置を予定する主任技術者等が適正であること。

2 入札に参加する者は、前項各号に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。

3 第1項に定めるもののほか必要な入札参加資格は、対象工事ごとに資格等規程第13条に定める山田町営建設工事請負資格審査委員会に審議させたいで町長が定める。

（予定価格調書の取扱い）

第5 入札担当課長は、当該入札に係る開札日の前日までに予定価格を定めるものとする。

（入札公告）

第6 町長は、対象工事について必要な入札条件等を付し、公告を行うものとする。

2 前項の公告は、山田町財務規則（昭和42年山田町規則第36号）第114条第1項の規定に基づき、山田町のホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載する方法により行うものとする。

（提出書類の様式等の入手）

第7 対象工事の入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、到着期限までの間、第10第1項各号に掲げる提出書類の様式、条件付一般競争入札説明書（様式第8号）及び条件付一般競争入札心得（様式第10号）をホームページからダウンロードするものとする。

（設計図書等の受け取り）

第8 入札参加希望者は、公告に示す期間内において、別表に定める方法のいずれかにより対象工事の仕様書、図面及び積算参考資料（以下「設計図書等」という。）を受け取らなければならない。

（設計図書等に関する質問等）

第9 入札参加希望者は、設計図書等に関する質問がある場合は、公告に示す期間内に、書面又は電子メールにより入札担当課に申し出ることができる。

2 町長は、前項の質問及び質問に対する回答を入札期日の2日前（山田町の休日に関する条例（平成2年山田町条例第4号）に規定する町の休日（以下「休日」という。）を除く。）までにホームページに掲載し、入札参加希望者に周知するものとする。

（入札の方法及び提出書類）

第10 入札は、一般書留又は簡易書留による郵送とし、公告に示す送付先（以下「指定送付先」という。）へ次に掲げる書類を送付することにより行う。ただし、再度入札の場合で、当該郵送による方法が適当でないと町長が認めたときは、当該方法以外の方法によることができるものとする。

(1) 入札書（様式第4号）

(2) 工事費内訳書（様式第5号）

2 前項各号に掲げる書類は、到着期限までに指定送付先に到着させるものとし、到着期限を過ぎて到着した入札は、無効とする。

（開札）

第11 開札は、公告に示す日時及び場所において、入札に参加した者において立会いを希望する者を立ち合わせて行うものとする。ただし、立会いを希望する者がいないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

2 前項の規定による立会いは、開札時に立会人委任状（様式第12号）の提出があった場合は、代理人によることができるものとする。

3 開札の結果、入札に参加した者の入札書と工事費内訳書の金額が一致しない場合は、無効として取り扱うものとする。

4 工事費内訳書の点検は、開札場所において対象工事を所管する課等の長の指名する職員が行うものとする。

5 開札の結果、有効な入札を行った者で、予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格と最低制限価格の範囲内）で最低の価格をもって入札したものを、落札者となるべき者（以下「落札候補者」という。）として指定する。

6 入札に参加した者のうち開札に立ち会わなかった者は、開札が行われた当日までに開札結果確認依頼書（様式第15号）を送付することにより、開札結果の確認を行うことができる。ただし、第10第1項ただし書に掲げる方法により入札を行ったときは、この規定は適用しない。

（再度入札）

第12 町長は、初回の入札において落札候補者に該当する者がなかつ

たときは、1回に限り再度入札を行うことができる。

- 2 再度入札に参加できる者は、初回の入札に参加した者のうち失格又は無効の入札書を提出していない者とする。
- 3 町長は、再度入札を行う場合は、前項に規定する再度入札に参加できる者に対して、入札参加資格を確認したうえで、再度入札を行う旨を再度入札通知書（様式第16号）により通知するものとする。
- 4 再度入札に係る開札を行う場合における第11の規定の適用については、同第1項中「公告」とあるのは、「再度入札通知書」とする。

（くじによる落札候補者の決定）

第13 開札の結果、落札候補者が複数となった場合は、当該落札候補者にくじを引かせて落札候補者を決定する。ただし、当該くじを引く落札候補者が開札に立ち会っていないときは、第11第1項ただし書の規定により立ち会わせた職員にくじを引かせる。

（入札参加資格の確認等）

第14 町長は、必要に応じ次に掲げる入札参加資格の確認等に係る書類（以下「確認書類」という。）を落札候補者に提出させ、資格を確認する。

- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第2号A又は様式第2号B）
- (2) 施工実績調書（様式第3号）
- (3) 最新の経営事項審査に係る結果通知書の写し
- (4) 特定町営建設工事共同企業体入札参加資格申請書（JV規程別記様式）
- (5) 特定共同企業体協定書
- (6) その他町長が必要と認めるもの

2 確認書類は、公告に示す提出期限（以下「提出期限」という。）までに、落札候補者が次のいずれかの方法により提出するものとする。

- (1) 入札担当課に持参する。
- (2) 入札担当課に提出期限までにファックス又は電子メールにより写しを送付し、入札参加資格の確認が得られたならば速やかに原本を入札担当課に送付する。

3 入札参加資格の確認に基づく落札の可否は、原則として、提出期限の翌々日（その日が休日に当たるときは、その日後において最も近い休日でない日）までに、当該落札候補者に条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書（様式第9号）により通知するものとする。ただし、入札参加資格の確認に疑義が生じた場合は、この限りでない。

4 確認書類を提出期限までに提出しないとき、又は入札参加資格の確認のために町長が行う指示に従わないときは、落札候補者の行った入札は、無効となるものとする。

5 町長は、前項の規定による入札の無効又は落札候補者に入札参加資格がないと認めたときは、落札候補者の指定を取消し、当該落札候補者に次ぐ低価格で有効な入札を行った者を新たな落札候補者に指定するものとする。

(入札参加資格がないと認めた理由の説明)

第15 町長は、入札参加資格がないと認めた落札候補者から、公告に示す期日までの間に、当該認定に関する理由の説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(落札者の決定)

第16 町長は、落札候補者の入札参加資格の確認等を行った後、適正と認めたときは、当該落札候補者を落札者と決定するものとする。

(補則)

第17 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年7月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年10月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年3月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年12月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 令和 3 年 6 月 3 0 日以前に公告を行った対象工事の条件付一般競争入札の取扱いは、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 8 関係）

<p>1 町指定の設計図書等引換場所において設計図書等を直接受け取る場合</p>	<p>2 山田町のホームページから設計図書等の電子データをダウンロードする場合</p>
<p>(1) 納入通知書兼領収証書及び設計図書等受取申込書兼引換証（様式第 6 号）に必要事項を記入し、財政課にファックス又は電子メールを送信した後、電話で予約確認をすること。</p> <p>(2) 記入した後の納入通知書兼領収証書及び設計図書等受取申込書兼引換証により、町指定金融機関等に設計図書等購入代金を納入すること。</p> <p>(3) 設計図書等購入代金を納付後、町指定の設計図書等引換場所において設計図書等受取申込書兼引換証と引換えに設計図書等を受け取ること。</p>	<p>(1) 設計図書等受取申込書兼引換証（様式第 6 号）に必要事項を記入し、財政課にファックス又は電子メールを送信した後、電話で到着確認をすること。</p> <p>(2) 財政課から通知されたパスワードを入力し、ホームページに掲載されている設計図書等の電子データをダウンロードすること。</p> <p>(3) ダウンロード完了後は、設計図書等縦覧済通知書（様式第 7 号）を作成し、財政課にファックス又は電子メールにより送付すること。</p>